

各公共施設 比較一覧

施設	施設名	関係例規	目的（設置）	事業
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市立西河原公民館 ・ 狛江市立中央公民館 	社会教育法 狛江市立公民館条例	社会教育法：第二十条（目的） 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 狛江市立公民館条例：第1条（設置） 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的を達成するため、狛江市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。	第4条（事業） 公民館は、おおむね次に掲げる事業を行う。 (1) 各種の学級、講座並びに講演会等を開催すること。 (2) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (3) 社会教育に関する資料を備え、その利用を図ること。 (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (5) 施設及び設備を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
地域センター 地区センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上和泉地域センター ・ 南部地域センター ・ 野川地域センター ・ 岩戸地域センター ・ 根川地区センター ・ 駄蔵地区センター ・ 和泉多摩川地区センター ・ 谷戸橋地区センター 	狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例	第1条（目的） この条例は、狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長するため、地域センター及び地区センターを設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理について必要な事項を定め、もつて新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。	記載なし
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩戸児童センター ・ 和泉児童館 ・ 北部児童館（こまっこ児童館） 	狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例	第1条（目的） この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、狛江市立児童館（以下「児童館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。	第4条（事業） 児童館は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 児童のレクリエーション活動及びクラブ活動の指導奨励に関すること。 (2) 児童福祉及び児童文化に関する資料の収集又は展示に関すること。 (3) 児童福祉に関する講座の開設に関すること。 (4) 児童の育成相談に関すること。 (5) 狛江市に居住し小学校に在籍する児童で、かつ、労働等により保護者等が昼間家庭にいない者に対する放課後における健全育成に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
体育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市民総合・西和泉体育館 ・ 元和泉・東野川市民テニスコート ・ 狛江市民・西和泉・狛江市多摩川緑地公園グラウンド ・ 元和泉スリーオンスリーコート ・ 狛江市民プール ・ 元和泉市民運動ひろば 	狛江市体育施設条例	第1条（目的） この条例は、狛江市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図るため、必要な施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。	第3条（事業） 体育施設は、次に掲げる事業を行う。 (1) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進に関する事業 (2) 体育施設の利用に関する事業 (3) 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業
市民活動支援センター	こまえくぼ1234	狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	第1条（目的） この条例は、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活の実現に向け、地域における課題の解決に資する取組を行う市民及び市民公益活動団体を支援するための活動拠点として、狛江市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。	第4条（事業） 支援センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 市民公益活動を支援するための相談に関すること。 (2) 市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること。 (3) 市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。 (4) 市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
図書館	狛江市立中央図書館	図書館法 狛江市立図書館設置条例 狛江市立図書館運営規則	図書館法：第1条（この法律の目的） この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 狛江市立図書館設置条例：第1条（設置） 狛江市は、市民の読書要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする図書館活動によって、市民の教養、調査、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。	狛江市立図書館運営規則：第3条（事業） 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。）第3条の規定に基づき、次の事業を行う。 (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用 (2) 読書案内及び読書相談 (3) 館報及び読書資料の発行 (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供 (5) 読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励 (6) 図書館資料の図書館間相互貸借 (7) 学校図書館、公民館、地域センター図書室等の読書施設との連携及び協力 (8) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進 (9) その他図書館の目的達成のため必要な事業
古民家園	狛江市立古民家園 （愛称 むいから民家園）	狛江市立古民家園条例	この条例は、市内の古民家等を復元保存し、利用に供することにより、地域文化の継承と発展に寄与するため、狛江市立古民家園（以下「古民家園」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。	第4条 古民家園は、次の事業を行う。 (1) 郷土の歴史、民俗等に関する資料（建造物を含む。）を展示し、見学に供すること。 (2) 郷土の歴史、民俗等に関する事業 (3) 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業

諮問事項 ～新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について～

ソフト面 制度やサービスに関すること	ハード面 設備や備品に関すること	事業面 教室や講座に関すること	
特別申請や予約をWebで	Wi-Fi環境を整える 1時間→せめて4～5時間使用可能にする	講演会はWebで (Zoom等) 集まらなくても出来る事業の検討	交通マナー、自転車の乗り方等を学べる教室 ※子どもは親の後ろ姿を見て学習するため、親子を対象とすることが重要
調整会の廃止	オンライン会議室・個室対応 →コロナ禍で、オンラインでつながる重要性を実感 必要不可欠	興味ある団体とオンライン懇親会、懇談会 オンラインで団体同士が交流できる場の提供	今後の公民館事業をSDGsの理念に沿って具体的に企画実践する。国連のSDGsを基本理念として17課題の内、以下の5課題を選択
利用時間(区分)の変更 3→4 区分を細かくすることで、予約枠を増やす	テレワーク用個室(仕切りでもOK)	リモートでのお料理教室 材料は個人で準備 学校の家庭科室のような空間	テーマ① 健康的生活を確保し福祉を推進する (SDGs No.3) テーマ② 生涯学習 機会を促進する (SDGs No.4) テーマ③ ジェンダーイコリティを達成する (SDGs No.5) テーマ④ すべての人に水と衛生へのアクセスと管理を確保する (SDGs No.6) テーマ⑤ 都市と人間の居住地を安全にする (SDGs No.11) テーマ⑥ 気候変動の影響による緊急対策 (SDGs No.13) テーマ⑦ 海洋資源に関する保全に関する課題 (SDGs No.14)
フリースペースで交流 クッキー・ケーキ・飲物を常時用意してフリー交流を図る	児童・生徒が公民館に来て集中して勉強できるような空間 自由に使えるPCで学習 時間制限ありで問題集を解く等	中央公民館よりライブ配信できる新事業 例 狛江の歴史と観光案内をする(歴史専門家の起用)	
フリースペース 学習室として	動画配信できるようなスタジオを設ける	中央公民館と西河原公民館をライブでつなぎ様々なコーナー同士を紹介し合いながら楽しむ 例)日本語教室と連携した国際交流	
絵手紙コーナーをオープンし、自由に描いてポストに!!	親子で楽しむビデオライブラリールーム	サイエンス事業充実 (例 理科室を設ける)	
図書機能の充実 大人はWebで好きなページを手軽に読める。児童には絵本など製本された本に直接触れてもらう	本館1F2Fの展示ケースを活用して、学生に対する物理の設問コーナー 例 多摩川が地球全体の水量となるための年月は?	市の将来像や予算、財政等をテーマとした検討会や座談会の開催 →市民の市政への関心を促進	
「公民館」という固いイメージからの脱却	避難所、避難者である市民が参加する防災訓練 (災害時、避難所運営協議会が機能しない可能性も見込んで)	多摩川土手ウォーキング	子どもたちに「好奇心」を持たせて成長を促す。 大前提として知識、教養、情操を基礎としつつ、考える力、発想の多様性を育む。 例)子ども達に狛江の将来像を自由に述べてもらう、子どものうちから他者と議論をする、子ども実験教室
市全体の生涯学習、社会教育の明確な答えを導き出す ※市における「公民館」の立ち位置を明確にする	若い世代を取り込むようなカフェルームの設置 例)あいとびあセンター1階にあった夢(むー)のような場所	市内の郵便局めぐり	
生涯学習、社会教育という分野において、高いスキルを持った職員の確保	脱、ハウス ※テレワークの際に、家族がいると集中できない方向け等	学芸員とのコラボ事業 例 市に博物館がないので、企画展を開催し機能を補う	子ども達の読書会 読書の感想を述べ話し合う 書籍はクラシックなもの、新しいものなど 「命を守る」をテーマとした絵本購入
公民館の意義を市民にわかりやすく示す ※アンケートで「公民館は何をする場所かわからない」を選択する回答者が多くいるため	コピーを手軽に使い易く、ぬり絵コーナーの設置 ※ぬり絵は世代を選ばずに人気である	狛江の史跡めぐりをしよう!!	「命を守る」というテーマに基づいた講座の新設。特に小～高校生向き(・小学生向き・中学生向き・高校生向き)
	プチ幼児教室 ※同じ世代の親が集まり、先生から教えてもらう	狛江の神社巡りをしよう!!	地球温暖化について考える講座を持つ(・小学生向き・中学生向き・高校生向き・社会人向き)
申請、予約はLINEを活用する 例)新型コロナのワクチン接種予約、道路や公園に関する通報等	防災設備や場所等の見学会を催す(同時に防災訓練も行って良いと思う)	世にジャストフィットの事業 例 スマホの使い方講座等	
「生涯学習」と「社会教育」の使い分けを明確にする ※「生涯学習」の視点に立った場合、団体のみでの使用となりがちだが、個人でも使えるようにする	理科室(実験)を作る	癒しの空間・時間・仲間(3間)のある事業 例 公園にパラソルを設置し、自由に集まる空間を演出	
新しい生活様式=「若者が参加しやすい公民館」になるために、どうすべきかを検討し、実践していく	困ったさんの味方、何でも解決!(育児、掃除etc.) ※「公民館に来れば、誰かが教えてくれる」と思ってもらえれば、来館者も増える	外国人が主体となり、事業・交流を図る 外国人が自ら考え、やりたい企画を実施する	
小・中学生、高校生、大学生、社会人が参加しやすい時間(平日夜間や土日)をうまく活用したシステムの構築 例)抽選申込みが重なった場合、若者を優先する 等	小さな博物館を作る→展示コーナー 狛江市の史跡に詳しい専門家に協力してもらう	西河原公園で自由発想広場の設置 集まった人々が語り合ったり、軽食が食べられたりする(子ども食堂や、福祉関連団体とも連携)	
	Wi-Fi環境の利用制限(時間制限やサイト閲覧制限等)は可能か?	テーマを設定し、各小学校、中学校の生徒に来てもらい討議会を開催 → 生徒同士の交流にもつなげる	
子ども達にあるテーマを与え、自由に述べ合う、発想、思考の多様性 ※学校では自分で考える力を養う授業が少ないので、公民館がその役割を担う	各公民館で、特化した機能を持たせる 例)ビデオが視聴できる部屋、展示スペース 等	産・学と協力事業 公民館だけではなく、民間や学校と連携した事業を展開	
	可動式の仕切りで学習スペースを作る ※来館者の人数に応じて、スペースが分割できる仕組み	市内在住の著名人との座談形式の講話会	

諮問事項 ～新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について～ 今後の展望・方針

(1) 新たな事業の開拓	(2) 現役・将来世代への継承	(3) 未来に向けた取り組み
VR（バーチャル・リアリティ）やアバター（仮想空間における自分の分身）といった新しいICT（情報通信技術）に、中高年以上が触れることができる体験事業を実施する。	小・中学校の生徒本人に対して、意識調査を実施する。 ・公民館自体をそもそも知っているのか ・公民館がどんな場所であれば行きたくなるのか ・公民館にどんな事業を望んでいるのか	各公共施設の取り組みや理念、趣旨を一般の方にも勉強会等を通じて知ってもらう。 内容によっては、関係機関で連携する。
ICTを活用した疑似体験ができるような講座 例) 単身の方に家族ができる、子どもがいないけど親になる。	小・中学生が高校生の話を聞く。 中・高生が大学生の話を聞く。 アンケート調査を行い、子どもたちの生の声を聞く（意見を聞かないと大人の押し付けになる）。	公民館、地域センター、児童館、図書館で考えられている企画について情報交換し、共通のものはコラボ企画として、各館をオンラインで結ぶ。各所が連携する（縦割りではなく）。 例) 朗読、絵本読み、音楽の演奏等々
高齢者を対象とした遊び感覚でできるスマホ講座 ワクチン接種の申込やPCR検査の手続きができない等、スマホが使用できないと暮らしていけない可能性が出てきている。	子どもにやりたい事を考えてもらう。 公民館機能（ホール、和室、料理実習室等）を子どもたちに見せて、それらを使ってやってみたい事を調査する。 いきなり「公民館で何をやってみたいか」を聞くのではなく、ある程度公民館の機能を知ってもらってから、考えてもらう。 例) 「囲碁・将棋」が良いのに、「ポケモンバトル」が駄目とは言えない。好きなことをきっかけに、公民館に集まってもらう。	「実践」を主体として、学校との連携の具体化を進める。 教師と相談して、生徒が何を望んでいるかを把握する。
多世代交流ができる内容（先人から学ぶ） 例) ICTについて、高齢者が若い方から学ぶ。		教育委員会の力を借りて小・中・高へアンケートを取って「やってみたい事」を聞く。あるいは提案してもらう。
IT（インフォメーション・テクノロジー）関係の実践者（企業者等）からの話を聞く。講座形式ではなく、フリートークや雑談といった形式にする。	世間に迎合する必要はないが、世間の興味をより多く感じる事が大切である。 面白い興味が湧かないと、人はやって来ない。	学校施設（実験室や体育館）の社会教育利用を上手に利用する。 所管課は異なるが、学校施設を「公民館の分室」と思えるような体制づくりが重要である。
オンライン講座で会場と自宅を結ぶ（双方向）。	テーマの選定を工夫し、若い世代にも来てもらう。 例) 10月15日開催されたこまえ市民大学講座「狛江で発見された化石は極北の海に生きた世界最古のステララダイカイギュウ！」の際は、小学生が参加していた。	学芸員の上手な利用
子どもから大人まで参加できる様々な事業（科学、文化、歴史、音楽）の展開を行う。 興味を惹きつけるジャンルであれば、市外からも多くの人を集めることができる。	「小・中・高」別に、あるいは「小・中・高」が一緒となって集う集会づくり、場所づくり	子どもたちが自分たちで調べて考えたものを、発表する場の提供 例) SDGsについて、子どもたちだけでワークショップを行い、ホールで発表する。また、その関係者に来館してもらう。
会議室以外の専門室（和室、茶室、料理実習室、生活工芸室、暗室等）を有効に使う事業を考える。	いつでも気軽に来られる場所の提供（満室とならない程度に） 部屋の中で勉強していても気兼ねなく、長く居られる場所 「喋っても良い」と思える空間の提供	利用者→気がつけば→主催者 ※「まなびがえし」が公民館の原点である。
公民館図書室の新たな使い方を考える。 西河原図書室は、公民館が所管課となるため、独自で活用できる。 例) 西河原映画会における視聴覚室資料の活用	高齢者から今と昔を知り、若者から今・便利な事を聞く。 活字ではなく、言葉で直接聞くことも大切である。	「好奇心」を促す事業を企画する。 例) 数学、化学をもっと身近に感じてもらえる事業
公民館を狛江全体の社会教育、生涯学習のハブにする。 「公民館に相談すれば、なんとかなる」と思ってもらおう。 そのためには、職員のスキル向上も必要。	手書きによる単文の作成（テーマ設ける又はフリーで） 現代ではすべてPC・スマホで文章を書く時代なので、逆に手書きにすることで、深く考えるようになる。例) 分からない字であれば、辞書を引く。時代とあえて逆行することで、基本に帰ることができる。	アンテナを張って、敏感に感じ取り、新しい取り組みを考える。
「音楽の街」を市としても掲げているので、音楽に関連した公民館事業をもう少し取り入れても良い	日本の年中行事の意味（行事に合った事柄）を学ぶ。 例) 各月でテーマを設けて、事業を企画する。1月→正月イベント	ICTを活用した体験事業・VR、アバター これからは何でもスマホで手続きできるようになる。ICTに触れたことがない市民を生まないようICTに馴染んでもらう事業を実施する。
小学校、中学校との連携し、小中学生のときから、公民館に触れる機会をどのように提供できるかが重要となる。 夏休み居場所事業といった集中的な事業だけではなく、日常的にも小中学生の居場所となるような事業の展開が必要である。	子ども版公民館である「児童館」で実施されている事業の内容を把握し、必要であれば、差別化あるいは連携・協力をする。	子どもたちに触れて、アナログの重要性を知ってもらう。 例) ジオラマ ピタゴラスイッチ
市内には狛江高校があるが、高校生は館内であまり見かけないので、高校生のニーズをもっと把握する必要がある。		精神文明はソクラテスの時代と現代はそれ程大きな変化が無い。他方、物質文明は余りにも異なる。単なる物質的進化のみならず精神的進化があった。便利になるけど資源はなくなっていく。 こういった背景を基に、精神面について学ぶ事業を実施する。

平成28年度 狛江市立公民館運営審議会 答申（平成29年3月31日）

「狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について」
進捗管理一覧

番号	答申	実施（事例）分
①	<p>▼時代と地域の状況を勘案しつつ、若い世代の関心に応える事業を創造すること 例えば、少子高齢社会、ワークシェアリング、文化の情報化（IT化）、防災、消費者教育、18歳選挙権、街の中の空き家問題など、社会状況に目を向けつつ、若い世代が自身の生活から関心を持つような、あるいは持つべきことからテーマとした事業を創っていくこと。</p>	<p>▼職場体験（狛江中学1年生）において、企画書の提出依頼 ▼若い世代向けの各種講座を実施 例：「夏休み子ども・中高生スペース」、「夏休み子ども木工教室」、「歌って踊ってミュージカルを体験しよう」、「子どもの実験教室」、「子どもと楽しむ☆DIY教室」、「小さいコンピューターでプログラミングを体験しよう！」</p>
②	<p>▼事業を創造する体制を充実すること 公民館が主体性と責任をもった上で、市民の力とりわけ若い世代の力を活用して各種の事業を創り、事業や講座の運営を市民とともにすすめる体制を整えること。</p>	<p>▼事業評価シートの策定、事業評価の実施及び事業の改善 ▼田園調布学園大学と協働事業「現役大学生が企画する今から知りたい！就活・社会人マナー講座」、「現役大学生が企画するモルック体験講座」 ▼フリーWi-Fiの導入と中央公民館のフリースペース拡張を追記</p>
③	<p>▼利用時間帯の改善を検討すること 若い世代も利用しやすいような公民館の利用時間帯（貸出時間帯）の設定を工夫すること。</p>	<p>▼狛江市民センター改修基本構想に基づき、利用区分を3→4に増加（予定） ▼時間等の詳細について、利用団体に向けたアンケート調査を実施</p>
④	<p>▼施設整備にあたって、コミュニティスペースとしての機能に配慮すること 公民館は、公共としての空間に加えて、そこに集う個々人の主体性と公共性を両立・バランスさせた空間にしていくこと。</p>	<p>▼空いた施設を学習フリースペースとして活用 ▼狛江市民センター改修基本構想に基づき、フリースペースやオープンテラス、スタディコーナー等の空間を設置し、コミュニティスペースの機能を充実（予定）</p>